

令和6年度 和光市水道水質検査計画

和光市水道事業は、埼玉県企業局からの浄水受水に加え、市内の深井戸の水を浄化して市民に供給しています。その供給水の水質を良好に保つため、水道法施行規則に基づいて水質検査計画を策定し、水質の適正な管理を行います。

検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 検査項目及び頻度
- 4 採水地点
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査方法及び検査の分類
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表について
- 8 水質検査の実施に際し配慮すべき事項について
- 9 関係者との連携

1 基本方針

水質基準に適合した安全な水道水を提供するため、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 検査項目は、水道法などの法令に定められた内容を基本として設定し、検査を実施します。
また、水質管理上留意すべきものとして、基準項目に準じて設定されている水質管理目標設定項目をはじめ、和光市で必要とした項目を加え検査を実施します。
- (2) 水質検査は浄水2配水系統末端にあたる4箇所の給水栓で検査を行います。ただし、放射性物質については配水元である浄水場2箇所で検査を行います。
また、原水についても市内7箇所にある取水井戸のうち、現在稼働している6箇所で検査を行い、適切な水質処理に活かします。
- (3) 計画に基づいて行った水質検査の結果は、ホームページ等で広く速やかに公表します。

2 水道事業の概要

(1) 和光市水道事業給水状況

(令和4年度)

給水区域	和光市内
給水人口	83,597人(令和4年度末)
給水戸数	42,760戸(令和4年度末)
年間給水量	9,090,620m ³
1日平均給水量	24,906m ³
1日最大給水量	27,280m ³ (令和4年6月27日)
1日最小給水量	20,530m ³ (令和5年1月1日)

(2) 水源と浄水方法

浄水場名	南浄水場	酒井浄水場
所在地	和光市南2丁目	和光市下新倉4丁目
水源	県営水道水・地下水	県営水道水・地下水
浄水方法	塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム)	塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム)

※ 和光市には、南浄水場と酒井浄水場の2か所の浄水場があり、市の水道水の約7割は埼玉県企業局から購入し、約3割は市内の取水井戸から地下水を汲み上げて、市内へ配水しています。

(3) 水源から末端給水栓までの水質状況

保有している取水井戸は、南浄水場系に3箇所、酒井浄水場系に4箇所あります。

全ての井戸が深井戸であり、年間を通じて水質変動も少なく安定しています。

末端検査地点4箇所の水質は、過去の検査結果において水質基準を満たしており年間を通じて良好に推移しています。

3 検査項目及び頻度

(1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の3項目は、毎日検査を行います。

(2) 浄水検査

水質基準項目全51項目について、水道法施行規則に準じて検査回数を設定し検査を実施します。水道法施行規則においては、過去3年間の検査結果が基準値の10%を超えたことが無い場合に3年に1回の検査とすることが出来る項目がありますが、和光市では水道水の安全を期するため、これに該当する項目についても年1回の検査を行います。

なお、酒井浄水場系統のトリクロロエチレン(※2)については過去3年以内に基準値の20%を超える値を示したことが有ることから、水道法施行規則の規定のとおり年4回検査を行い、監視していきます。

頻度の詳細については「表1」のとおりです。

① 1か月に1回の検査項目 — 9項目 —

一般細菌／ 大腸菌／ 塩化物イオン／ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)／
pH値／ 味／ 臭気／ 色度／ 濁度

② 3か月に1回の検査項目 — 16項目 —

シアン化物イオン及び塩化シアン／ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素／
塩素酸／ クロロ酢酸／ クロロホルム／ ジクロロ酢酸／ ジブロモクロロメタン／
臭素酸／ 総トリハロメタン／ トリクロロ酢酸／ ブロモジクロロメタン／
ブロモホルム／ ホルムアルデヒド／ カルシウム・マグネシウム等(硬度)／
蒸発残留物／ 非イオン界面活性剤

③ 年1回の検査項目 — 24項目 —

カドミウム及びその化合物／ 水銀及びその化合物／ セレン及びその化合物／
鉛及びその化合物／ ヒ素及びその化合物／ 六価クロム化合物／ 亜硝酸態窒素／
フッ素及びその化合物／ ホウ素及びその化合物／ 四塩化炭素／ 1,4-ジオキサン／
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン／ ジクロロメタン／
テトラクロロエチレン／ トリクロロエチレン(※2)／ ベンゼン／
亜鉛及びその化合物／ アルミニウム及びその化合物／ 鉄及びその化合物／
銅及びその化合物／ ナトリウム及びその化合物／ マンガン及びその化合物／
陰イオン界面活性剤／ フェノール類

④ 年4回程度(6月～9月に実施) — 2項目 —

ジェオスミン／ 2-メチルイソボルネオール

(3) 原水検査

水質基準項目全51項目のうち消毒副生成物11項目(表1の基21から31)と味を除いた39項目について年1回、クリプトスポリジウムの指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)について年4回の検査を行います。

また、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・トリクロロエチレンについては、地点によって過去に基準値の20%を超える値を示したことがあるため、年1回の検査頻度を年4回に追加し監視していきます。

頻度の詳細については「表1」のとおりです。

(4) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目 27 項目のうち、浄水処理過程で使用していない亜塩素酸及び二酸化塩素の 2 項目と、水質基準項目で検査を実施している 6 項目及び農薬類を除いた 18 項目について、年 1 回の検査を行います。頻度の詳細については、「表 2」のとおりです。また、農薬類の検査については、水源が地下水（深井戸）であるため、農薬はそのほとんどが地下浸透しないとされていますが、水源の水質を管理するため、農薬類を 6 項目選定し年 1 回の検査を実施します。

(5) クリプトスポリジウム等対策

クリプトスポリジウムは、人間や哺乳動物（ウシ、ブタ、イヌ、ネコ等）の消化管内で増殖し、感染症をもたらします。水源がクリプトスポリジウム等により汚染された水道においては、水道水を経由して感染症による被害が拡大するおそれがあります。

和光市の水源は自己水と県水がありますが、自己水については汚染の可能性が低い深井戸であり、県水については供給元である埼玉県企業局の水質検査により安全性が確認されています。以上のことから、和光市の水源において汚染の可能性は低いとされていますが、さらなる安全性の確認を行うため、汚染の指標として有効である指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を定期的に実施します。

(6) 放射性物質の検査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、放出された放射性セシウムを監視するため、年 4 回の検査を行います。

表 1 水質基準項目及び検査頻度

番号	水 質 基 準 項 目	基 準 値	検査実施頻度 (回／年)		備 考
			浄水	原水	
基 0 1	一般細菌	100個/mL以下	1 2	1	病原生物による汚染指標
基 0 2	大腸菌	検出されないこと	1 2	4	
基 0 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1	1	無機物・重金属
基 0 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	1	
基 0 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	
基 0 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	
基 0 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	
基 0 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1	1	
基 0 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1	1	
基 1 0	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	1	
基 1 1	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	1 (※1)	
基 1 2	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	1	
基 1 3	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	一般有機物
基 1 4	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	1	
基 1 5	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	1	
基 1 6	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	1	
基 1 7	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	1	
基 1 8	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	
基 1 9	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1 (※2)	1 (※3)	
基 2 0	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	1	消毒副生成物
基 2 1	塩素酸	0.6mg/L以下	4	—	
基 2 2	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	—	
基 2 3	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	—	
基 2 4	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	—	
基 2 5	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	—	
基 2 6	臭素酸	0.01mg/L以下	4	—	
基 2 7	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	—	
基 2 8	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	—	
基 2 9	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	—	
基 3 0	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	—	着 色
基 3 1	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	—	
基 3 2	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	
基 3 3	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	1	
基 3 4	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1	1	味
基 3 5	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	
基 3 6	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	1	着 色
基 3 7	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1	1	
基 3 8	塩化物イオン	200mg/L以下	1 2	1	味
基 3 9	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	4	1	
基 4 0	蒸発残留物	500mg/L以下	4	1	発 泡
基 4 1	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1	1	
基 4 2	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	4	1	かび臭
基 4 3	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	4	1	
基 4 4	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1	発 泡
基 4 5	フェノール類	0.005mg/L以下	1	1	
基 4 6	有機物等	3mg/L以下	1 2	1	臭 気
基 4 7	pH値	5.8以上8.6以下	1 2	1	
基 4 8	味	異常でないこと	1 2	—	基礎的性状

基 4 9	臭気	異常でないこと	1 2	1	基礎的性状
基 5 0	色度	5度以下	1 2	1	
基 5 1	濁度	2度以下	1 2	1	
—	嫌気性芽胞菌	—	—	4	クリプトスポリジウム指標菌

※1 酒井浄水場系第 1 2 号取水井戸は年 4 回の実施

※2 酒井浄水場系統 2 箇所（北部末端、東部末端）は年 4 回の実施

※3 酒井浄水場系第 3, 4, 1 2 号取水井戸は年 4 回の実施

表 2 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項 目	目 標 値	測定頻度 (回/年)	備 考
			浄水	
目 0 1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1	無機物・重金属
目 0 2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	1	
目 0 3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1	
目 0 5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1	一般有機物
目 0 8	トルエン	0.4mg/L以下	1	
目 0 9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	
目 1 0	亜塩素酸	0.6mg/L以下	使用していないため 検査を省略	消毒副生成物
目 1 2	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため 検査を省略	消毒剤
目 1 3	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	1	消毒副生成物
目 1 4	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	1	
目 1 5	農薬類	下表3のとおり	1	農 薬
目 1 6	残留塩素	1mg/L以下	1	臭 気
目 1 7	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100mg/L以下	水質基準項目で実施	味
目 1 8	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	水質基準項目で実施	着 色
目 1 9	遊離炭酸	20mg/L以下	1	味
目 2 0	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1	臭 気
目 2 1	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1	
目 2 2	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1	味
目 2 3	臭気強度 (TON)	3以下	1	臭 気
目 2 4	蒸発残留物	30～200mg/L	水質基準項目で実施	味
目 2 5	濁度	1 度以下	水質基準項目で実施	基礎的性状
目 2 6	p H 値	7.5程度	水質基準項目で実施	腐 食
目 2 7	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	1	
目 2 8	従属性栄養細菌	1 mLの検水で2000個以下 (暫定)	1	健全性の指標
目 2 9	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1	一般有機物
目 3 0	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	水質基準項目で実施	着 色
目 3 1	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)	1	

表 3 農薬類 (目 1 5) の項目

番 号	農 薬 名	用 途	目 標 値
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005mg/L 以下
33	グリホサート	除草剤	2mg/L 以下
55	タリメト、メタム及びメチルイソシアネート	殺虫・殺菌剤	0.01mg/L 以下
77	フェニトロチオン (MEP)	殺虫・殺菌剤、植物成長調整剤	0.01 mg/L 以下
81	フェントエート (PAP)	殺虫・殺菌剤	0.007mg/L 以下
85	ブタミホス	除草剤	0.02mg/L 以下

4 採水地点

- (1) 毎日検査3項目については、下記の配水系統毎の末端地点（南浄水場系統は①・③、酒井浄水場系統は②・④）で検査します。
- (2) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目検査は、浄水2配水系統末端地点にあたる4箇所（①～④）の給水栓で検査します。
- (3) 放射性物質の検査は下記の浄水場2箇所（⑤、⑥）で検査します。

採水地点

- ①南部末端局（白子1丁目6番11号地先）
- ②北部末端局（新倉6丁目1番1号地先）
- ③西部末端局（南1丁目34番1号地先）
- ④東部末端局（下新倉6丁目8番地先）
- ⑤南浄水場（南2丁目3番4号）
- ⑥酒井浄水場（下新倉4丁目3番1号）

5 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水処理過程に異常があったとき
- (5) 工事等により、水道施設が著しく汚染されているおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

6 水質検査方法及び検査の分類

- (1) 毎日検査

色度、濁度、残留塩素の3項目について、浄水場の配水系統毎の末端地点に設置されている自動水質監視装置により毎日検査を実施します。

- (2) 毎日検査以外の水質検査計画に基づく水質検査

水質基準項目、水質管理目標設定項目、臨時の水質検査については国土交通省及び環境省の登録を受けた検査機関に委託して実施します。また、検査方法等につきましては国土交通省及び環境省が定めた方法等により実施します。

なお、試料の採取については原則として市が行い検査機関に引き渡します。検査機関は試料をクーラーボックス等に入れて保冷し、破損防止の措置を施して運搬します。

7 水質検査計画及び検査結果の公表について

検査結果データをもとに評価を行い、毎年必要に応じて検査計画を見直します。

実施した水質検査結果については、水道施設課窓口及びホームページで公表します。

8 水質検査の実施に際し配慮すべき事項について

- (1) 水質検査の精度管理と信頼性の確保について

国や県が実施する外部精度管理について報告書を提出させ、水質検査機関の精度の高い検査を確保します。また、必要に応じて検査機関への立入り調査を行い水質検査の実施状況や精度管理の実施状況などを確認します。

- (2) 水質検査結果の評価に関する事項

検査結果を評価し、水質基準を超えるおそれがあるときは直ちに原因究明を行って対応します。

9 関係者との連携

和光市水道事業は、埼玉県企業局から浄水を購入し受水しています。このため、データの共有化を行い、効率的に県水の水質状況を監視しています。また、水質汚染事故が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合は、埼玉県企業局、大久保浄水場を初め近隣自治体及び関係機関等と連携し、迅速に対応をします。

令和6年度水質検査地点と検査頻度

地点 和光-浄-1 和光市南部末端局
(南浄水場 第7,10号系統)

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	○			
基02	大腸菌	○			
基03	カドミウム			○	
基04	水銀			○	
基05	セレン			○	
基06	鉛			○	
基07	ヒ素			○	
基08	六価クロム			○	
基09	亜硝酸態窒素			○	
基10	シアン(消毒副生成物として)		○		
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素		○		
基12	フッ素			○	
基13	ホウ素			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○		
基22	クロロ酢酸		○		
基23	クロロホルム		○		
基24	ジクロロ酢酸		○		
基25	ジブロモクロロメタン		○		
基26	臭素酸		○		
基27	総トリハロメタン		○		
基28	トリクロロ酢酸		○		
基29	ブロモジクロロメタン		○		
基30	ブロモホルム		○		
基31	ホルムアルデヒド		○		
基32	亜鉛			○	
基33	アルミニウム			○	
基34	鉄			○	
基35	銅			○	
基36	ナトリウム			○	
基37	マンガン			○	
基38	塩化物イオン	○			
基39	Ca、Mg等(硬度)		○		
基40	蒸発残留物		○		
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン		○(6,7,8,9月)		○
基43	2-メチルイソボルネオール		○(6,7,8,9月)		○
基44	非イオン界面活性剤		○		
基45	フェノール類			○	
基46	有機物等	○			
基47	pH値	○			
基48	味	○			
基49	臭気	○			
基50	色度	○			
基51	濁度	○			

令和6年度水質検査地点と検査頻度

地点 和光-浄-2 和光市東部末端局
(酒井浄水場 第3,4,5,12号系統)※和光-浄-4と同一系統

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌		○		
基02	大腸菌		○		
基03	カドミウム			○	
基04	水銀			○	
基05	セレン			○	
基06	鉛			○	
基07	ヒ素			○	
基08	六価クロム			○	
基09	亜硝酸態窒素			○	
基10	シアン(消毒副生成物として)		○		
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素		○		
基12	フッ素			○	
基13	ホウ素			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン		○		
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○		
基22	クロロ酢酸		○		
基23	クロロホルム		○		
基24	ジクロロ酢酸		○		
基25	ジブロモクロロメタン		○		
基26	臭素酸		○		
基27	総トリハロメタン		○		
基28	トリクロロ酢酸		○		
基29	ブロモジクロロメタン		○		
基30	ブロモホルム		○		
基31	ホルムアルデヒド		○		
基32	亜鉛			○	
基33	アルミニウム			○	
基34	鉄			○	
基35	銅			○	
基36	ナトリウム			○	
基37	マンガン			○	
基38	塩化物イオン		○		
基39	Ca、Mg等(硬度)		○		
基40	蒸発残留物		○		
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤		○		
基45	フェノール類			○	
基46	有機物等		○		
基47	pH値		○		
基48	味		○		
基49	臭気		○		
基50	色度		○		
基51	濁度		○		

令和6年度水質検査地点と検査頻度

地点 和光-浄-3 和光市西部末端局
(南浄水場 第7,10号系統)※和光-浄-1と同一系統

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌		○		
基02	大腸菌		○		
基03	カドミウム			○	
基04	水銀			○	
基05	セレン			○	
基06	鉛			○	
基07	ヒ素			○	
基08	六価クロム			○	
基09	亜硝酸態窒素			○	
基10	シアン(消毒副生成物として)		○		
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素		○		
基12	フッ素			○	
基13	ホウ素			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○		
基22	クロロ酢酸		○		
基23	クロロホルム		○		
基24	ジクロロ酢酸		○		
基25	ジブロモクロロメタン		○		
基26	臭素酸		○		
基27	総トリハロメタン		○		
基28	トリクロロ酢酸		○		
基29	ブロモジクロロメタン		○		
基30	ブロモホルム		○		
基31	ホルムアルデヒド		○		
基32	亜鉛			○	
基33	アルミニウム			○	
基34	鉄			○	
基35	銅			○	
基36	ナトリウム			○	
基37	マンガン			○	
基38	塩化物イオン		○		
基39	Ca、Mg等(硬度)		○		
基40	蒸発残留物		○		
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤		○		
基45	フェノール類			○	
基46	有機物等		○		
基47	pH値		○		
基48	味		○		
基49	臭気		○		
基50	色度		○		
基51	濁度		○		

令和6年度水質検査地点と検査頻度

地点 和光-浄-4 和光市北部末端局
(酒井浄水場 第3,4,5,12号系統)

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	○			
基02	大腸菌	○			
基03	カドミウム			○	
基04	水銀			○	
基05	セレン			○	
基06	鉛			○	
基07	ヒ素			○	
基08	六価クロム			○	
基09	亜硝酸態窒素			○	
基10	シアン(消毒副生成物として)		○		
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素		○		
基12	フッ素			○	
基13	ホウ素			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン		○		
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○		
基22	クロロ酢酸		○		
基23	クロロホルム		○		
基24	ジクロロ酢酸		○		
基25	ジブロモクロロメタン		○		
基26	臭素酸		○		
基27	総トリハロメタン		○		
基28	トリクロロ酢酸		○		
基29	ブロモジクロロメタン		○		
基30	ブロモホルム		○		
基31	ホルムアルデヒド		○		
基32	亜鉛			○	
基33	アルミニウム			○	
基34	鉄			○	
基35	銅			○	
基36	ナトリウム			○	
基37	マンガン			○	
基38	塩化物イオン	○			
基39	Ca、Mg等(硬度)		○		
基40	蒸発残留物		○		
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン		○(6,7,8,9月)		○
基43	2-メチルイソボルネオール		○(6,7,8,9月)		○
基44	非イオン界面活性剤		○		
基45	フェノール類			○	
基46	有機物等	○			
基47	pH値	○			
基48	味	○			
基49	臭気	○			
基50	色度	○			
基51	濁度	○			

令和6年度水質検査地点と検査頻度

地点

原水6地点

和光一原一 酒井浄水場第3取水場

和光一原二 酒井浄水場第4取水場

和光一原三 酒井浄水場第5取水場

和光一原四 南浄水場第7取水場

和光一原五 南浄水場第10取水場

和光一原七 酒井浄水場第12取水場

○: 全6ヶ所で実施

①: 1ヶ所(原-7)でのみ実施

②: 3ヶ所(原-1,2,7)でのみ実施

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	設定理由
基01	一般細菌			○	
基02	大腸菌		○		
基03	カドミウム			○	
基04	水銀			○	
基05	セレン			○	
基06	鉛			○	
基07	ヒ素			○	
基08	六価クロム			○	
基09	亜硝酸態窒素			○	
基10	シア(消毒副生成物として)			○	
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素		①	○	
基12	フッ素			○	
基13	ホウ素			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン		②	○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸			-	
基22	クロロ酢酸			-	
基23	クロロホルム			-	
基24	ジクロロ酢酸			-	
基25	ジブロモクロロメタン			-	
基26	臭素酸			-	
基27	総トリハロメタン			-	
基28	トリクロロ酢酸			-	
基29	ブロモジクロロメタン			-	
基30	ブロモホルム			-	
基31	ホルムアルデヒド			-	
基32	亜鉛			○	
基33	アルミニウム			○	
基34	鉄			○	
基35	銅			○	
基36	ナトリウム			○	
基37	マンガン			○	
基38	塩化物イオン			○	
基39	Ca、Mg等(硬度)			○	
基40	蒸発残留物			○	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	
基43	2-メチルイソボルネオール			○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物等			○	
基47	pH値			○	
基48	味			-	
基49	臭気			○	
基50	色度			○	
基51	濁度			○	
	嫌気性芽胞菌		○		

令和6年度水質検査地点と検査頻度

・水質管理目標設定項目及び農薬類

地点 和光-浄-1 和光市南部末端局
和光-浄-4 和光市北部末端局

	水質管理目標設定項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
目01	アンチモン			○	
目02	ウラン			○	
目03	ニッケル			○	
目05	1,2-ジクロロエタン			○	
目08	トルエン			○	
目09	フタル酸ジエチルヘキシル			○	
目10	亜塩素酸			-	
目12	二酸化塩素			-	
目13	ジクロロアセトニトリル			○	
目14	抱水クロラール			○	
目15	農薬類			下記	
目16	残留塩素			○	
目17	硬度(Ca,Mg)			-	
目18	マンガン			-	
目19	遊離炭酸			○	
目20	1,1,1-トリクロロエタン			○	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)			○	
目22	有機物質(KMnO4)			○	
目23	臭気強度(TON)			○	
目24	蒸発残留物			-	
目25	濁度			-	
目26	pH 値			-	
目27	腐食性(ランゲリア指数)			○	
目28	従属栄養細菌			○	
目29	1,1-ジクロロエチレン			○	
目30	アルミニウム			-	
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)			○	

	農薬	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
12	イソキサチオン			○	
33	グリホサート			○	
55	タゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート			○	
77	フェニトロチオン(MEP)			○	
81	フェントエート(PAP)			○	
85	ブタミホス			○	

・放射性物質

地点 和光市南浄水場
和光市酒井浄水場

	放射性物質	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
	放射性ヨウ素(I-131)		○		
	放射性セシウム(Cs-134)		○		
	放射性セシウム(Cs-137)		○		

令和6年度水質検査地点と月別実施項目

地点 和光-浄-1 和光市南部末端局
(南浄水場 第7,10号系統)

9項目	12 検体
16項目	4 検体
24項目	1 検体
2項目	4 検体

水質管理目標設定項目+農薬類 1検体

	水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基01	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基02	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基03	カドミウム					○							
基04	水銀					○							
基05	セレン					○							
基06	鉛					○							
基07	ヒ素					○							
基08	六価クロム					○							
基09	亜硝酸態窒素					○							
基10	シアン(消毒副生成物として)		○			○			○			○	
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
基12	フッ素					○							
基13	ホウ素					○							
基14	四塩化炭素					○							
基15	1,4-ジオキサン					○							
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
基17	ジクロロメタン					○							
基18	テトラクロロエチレン					○							
基19	トリクロロエチレン					○							
基20	ベンゼン					○							
基21	塩素酸		○			○			○			○	
基22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
基23	クロロホルム		○			○			○			○	
基24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
基25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
基26	臭素酸		○			○			○			○	
基27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
基28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
基29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
基30	ブロモホルム		○			○			○			○	
基31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
基32	亜鉛					○							
基33	アルミニウム					○							
基34	鉄					○							
基35	銅					○							
基36	ナトリウム					○							
基37	マンガン					○							
基38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	Ca、Mg等(硬度)		○			○			○			○	
基40	蒸発残留物		○			○			○			○	
基41	陰イオン界面活性剤					○							
基42	ジェオスミン			○	○	○	○						
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○						
基44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○	
基45	フェノール類					○							
基46	有機物等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水質管理目標設定項目 農薬類(6項目)					○							

令和6年度水質検査地点と月別実施項目

地点 和光-浄-2 和光市東部末端局
(酒井浄水場 第3,4,5,12号系統)
※和光-浄-4と同一系統

9項目	4 検体
16項目	4 検体
24項目	1 検体
2項目	1 検体

単項目:トリクロロエチレン 3検体

[illegible]

令和6年度水質検査地点と月別実施項目

地点 和光-浄-3 和光市西部末端局
(南浄水場 第7,10号系統)
※和光-浄-1と同一系統

9項目	4 検体
16項目	4 検体
24項目	1 検体
2項目	1 検体

[illegible]

令和6年度水質検査地点と月別実施項目

地点 和光-浄-4 和光市北部末端局
(酒井浄水場 第3,4,5,12号系統)

9項目	12 検体
16項目	4 検体
24項目	1 検体
2項目	4 検体

単項目:トリクロエチレン 3検体

水質管理目標設定項目+農薬類 1検体

	水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基01	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基02	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基03	カドミウム					○							
基04	水銀					○							
基05	セレン					○							
基06	鉛					○							
基07	ヒ素					○							
基08	六価クロム					○							
基09	亜硝酸態窒素					○							
基10	シアン(消毒副生成物として)		○			○			○			○	
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
基12	フッ素					○							
基13	ホウ素					○							
基14	四塩化炭素					○							
基15	1,4-ジオキサン					○							
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
基17	ジクロロメタン					○							
基18	テトラクロロエチレン					○							
基19	トリクロロエチレン		○			○			○			○	
基20	ベンゼン					○							
基21	塩素酸		○			○			○			○	
基22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
基23	クロロホルム		○			○			○			○	
基24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
基25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
基26	臭素酸		○			○			○			○	
基27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
基28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
基29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
基30	ブロモホルム		○			○			○			○	
基31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
基32	亜鉛					○							
基33	アルミニウム					○							
基34	鉄					○							
基35	銅					○							
基36	ナトリウム					○							
基37	マンガン					○							
基38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	Ca、Mg等(硬度)		○			○			○			○	
基40	蒸発残留物		○			○			○			○	
基41	陰イオン界面活性剤					○							
基42	ジェオスミン			○	○	○	○						
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○						
基44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○	
基45	フェノール類					○							
基46	有機物等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水質管理目標設定項目 農薬類(6項目)					○							

令和6年度水質検査地点と月別実施項目

地点 原水6地点

和光一原一 酒井浄水場第3取水場
和光一原二 酒井浄水場第4取水場
和光一原三 酒井浄水場第5取水場
和光一原四 南浄水場第7取水場
和光一原五 南浄水場第10取水場
和光一原七 酒井浄水場第12取水場

原水全39項目+嫌気性芽胞菌	6 検体
単項目:大腸菌	18 検体
単項目:嫌気性芽胞菌	18 検体
単項目:硝酸態・亜硝酸態窒素	3 検体
単項目:トリクロロエチレン	9 検体

○:全6ヶ所で実施

①:1ヶ所(原-7)でのみ実施

②:3ヶ所(原-1,2,7)でのみ実施

	水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基01	一般細菌										○		
基02	大腸菌	○			○			○			○		
基03	カドミウム										○		
基04	水銀										○		
基05	セレン										○		
基06	鉛										○		
基07	ヒ素										○		
基08	六価クロム										○		
基09	亜硝酸態窒素										○		
基10	シアノ(消毒副生成物として)										○		
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素	①			①			①			○		
基12	フッ素										○		
基13	ホウ素										○		
基14	四塩化炭素										○		
基15	1,4-ジオキサン										○		
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン										○		
基17	ジクロロメタン										○		
基18	テトラクロロエチレン										○		
基19	トリクロロエチレン	②			②			②			○		
基20	ベンゼン										○		
基21	塩素酸										-		
基22	クロロ酢酸										-		
基23	クロロホルム										-		
基24	ジクロロ酢酸										-		
基25	ジブロモクロロメタン										-		
基26	臭素酸										-		
基27	総トリハロメタン										-		
基28	トリクロロ酢酸										-		
基29	ブロモジクロロメタン										-		
基30	ブロモホルム										-		
基31	ホルムアルデヒド										-		
基32	亜鉛										○		
基33	アルミニウム										○		
基34	鉄										○		
基35	銅										○		
基36	ナトリウム										○		
基37	マンガン										○		
基38	塩化物イオン										○		
基39	Ca、Mg等(硬度)										○		
基40	蒸発残留物										○		
基41	陰イオン界面活性剤										○		
基42	ジェオスミン										○		
基43	2-メチルイソボルネオール										○		
基44	非イオン界面活性剤										○		
基45	フェノール類										○		
基46	有機物等										○		
基47	pH値										○		
基48	味										-		
基49	臭気										○		
基50	色度										○		
基51	濁度										○		
	嫌気性芽胞菌	○			○			○			○		

令和6年度水質検査地点と月別実施項目

地点

和光市南浄水場

和光市酒井浄水場

放射性物質	8 検体
-------	------

左記2地点にて各4回実施

[illegible]

令和6年度検査頻度の設定理由

	水質基準項目	設定理由
基01	一般細菌	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基02	大腸菌	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基03	カドミウム	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基04	水銀	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基05	セレン	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基06	鉛	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基07	ヒ素	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基08	六価クロム	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基09	亜硝酸態窒素	過去4年(平成26年～平成29年)の結果から、検査頻度を年4回から年1回に減じて実施します
基10	シアン(消毒副生成物として)	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基11	硝酸態・亜硝酸態窒素	過去の検査結果等を考慮して3ヶ月に1回実施します
基12	フッ素	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基13	ホウ素	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基14	四塩化炭素	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基15	1,4-ジオキサン	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基17	ジクロロメタン	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基18	テトラクロロエチレン	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基19	トリクロロエチレン	過去の検査結果等を考慮して酒井浄水場系は3ヶ月に1回、南浄水場系は年1回実施します
基20	ベンゼン	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基21	塩素酸	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基22	クロロ酢酸	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基23	クロロホルム	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基24	ジクロロ酢酸	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基26	臭素酸	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基27	総トリハロメタン	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基28	トリクロロ酢酸	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基30	ブロモホルム	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基31	ホルムアルデヒド	3ヶ月に1回の検査とされている項目です
基32	亜鉛	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基33	アルミニウム	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基34	鉄	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基35	銅	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基36	ナトリウム	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基37	マンガン	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基38	塩化物イオン	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基39	Ca、Mg等(硬度)	過去の検査結果等を考慮して3ヶ月に1回実施します
基40	蒸発残留物	過去の検査結果等を考慮して3ヶ月に1回実施します
基41	陰イオン界面活性剤	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基42	ジェオスミン	藻類の発生時期を考慮して実施します
基43	2-メチルイソボルネオール	藻類の発生時期を考慮して実施します
基44	非イオン界面活性剤	過去の検査結果等を考慮して3ヶ月に1回実施します
基45	フェノール類	過去の結果から3年に1回の検査頻度まで省略可能ですが安全性の確認のため年1回実施します
基46	有機物等	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基47	pH値	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基48	味	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基49	臭気	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基50	色度	1ヶ月に1回の検査とされている項目です
基51	濁度	1ヶ月に1回の検査とされている項目です

採水地点案内図

